【ＤＲニュース・030】: AI 特許の世界状況＆どんな発明が特許となるのか？特許の出願

2017 年 03 月 13 日発信

特許について、「世界の状況」や「どんな発明が特許となるのか？」などの事例を交えて、特許出願方法、知的財産権、特許審査の流れ、特許の検索、外国への申請など特許制度の意義を探って見ました。

1. AI 特許出願の世界状況

（2017 年 2 月 1 日；日本経済新聞・公開記事から抜粋）

「数の米国、攻める中国～AI 特許 6 万件を解剖」――先んずれば AI を制す――2005 年以降、世界の主要国で出願された人工知能（AI）関連の特許は６万件を超える。特に 2010 年から 2014 年にかけて出願数は７割も増えた。

・・・世界中の企業や大学、研究機関が開発を急ぎ、激しさを増す先陣争いのデータで追ってみよう。

（１） 世界の AI 特許、2010 年と比べ７割増

主要 10 カ国・地域（日本、米国、中国、韓国、インド、シンガポール、オーストラリア、ブラジル、イスラエル、欧州）の特許庁へのＡＩ関連の特許出願総数。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願、および各国の特許庁に出願された情報をもとに特許庁に出されたＡＩ関連の特許の出願数を調べてみた。（※PCT は第６章）

直近で最も正確なデータが取れる 2014 年に出願されたＡＩ関連の特許数の合計は 8205 件。これは 2010 年の 4792 件より約７割増と大きな伸びだ。

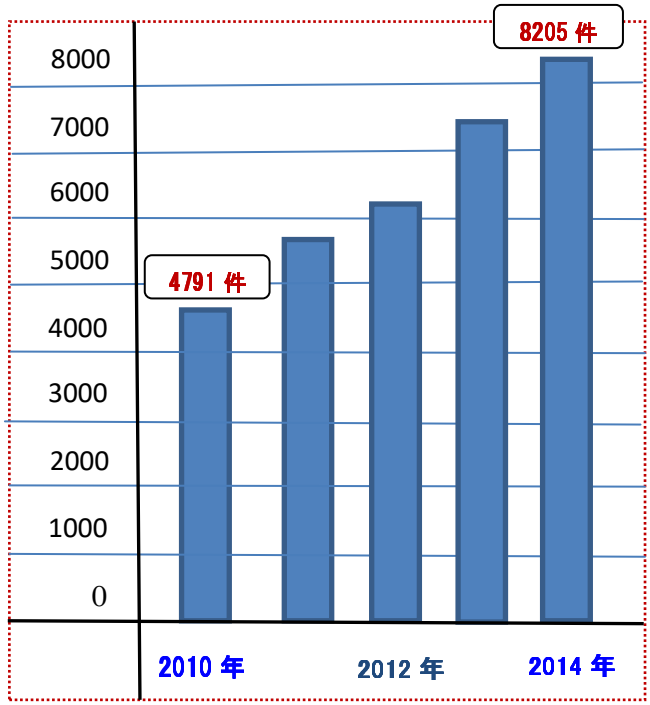

ＡＩの開発は今、1950 年代、1980 年代に続く第３次ブームにあるといわれ、「2015、2016 年の出願数は 2014 年を上回り過去最高を更新するだろう。

（２） 伸び率の断トツは中国

3 か国伸び率	2005～2009 年	2010～2014 年
米国：約 1.26 倍	12147 件	15317 件
中国：約 2.9 倍	2934 件	8410 件
日本：3%減	2134 件	2071 件

2017 年 1 月 17 日、世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）に出席した中国の習近平国家主席は「ＡＩなどのイノベーションで経済成長をけん引する」と主張 ⇒ 中国は国を挙げてＡＩの研究開発に力を入れている。

（３） 米国・中国・日本のAI特許出願数

企業や大学、研究機関などを対象に各国の特許庁に出願した主体別にデータ見ると、**米国ではビッグ３が出願数に大きく寄与**している。

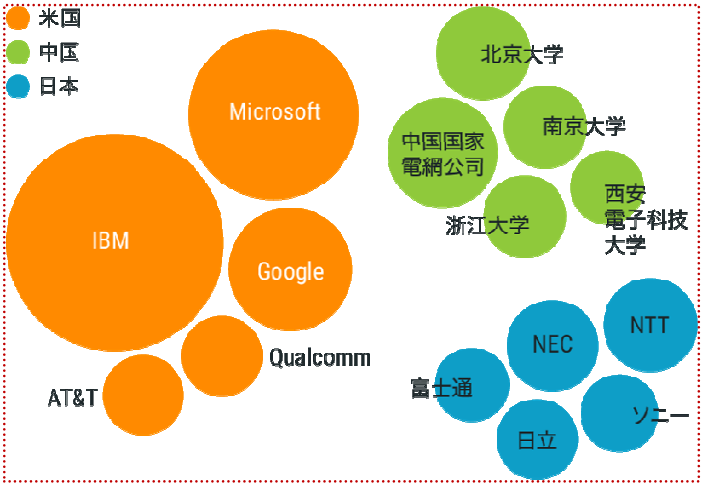

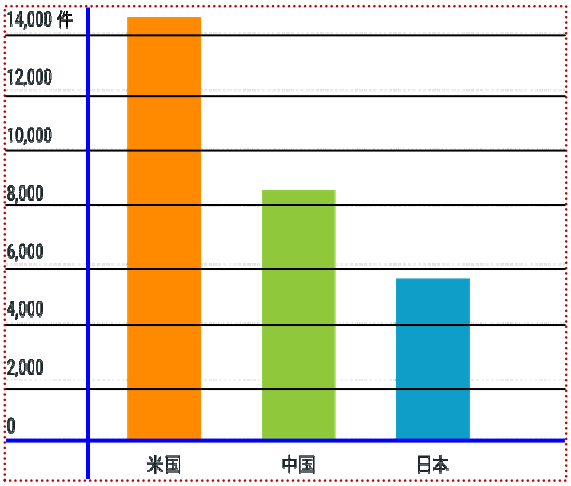

2006年から2016年の間、米国の特許庁にＡＩ関連の特許を最も出したのは、ＩＢＭで3049件、マイクロソフトで、1866件、グーグルで979件と続いている。

① 米国；老舗から新興メディアまで

出願数トップのＩＢＭは、ＡＩを使うコンピューター「**ワトソン**」を開発し、医療分野などでの活用を進めている。

・・・　**こうした老舗企業の出願が目立つ一方、フェイスブックやアドビなど、1980年代以降に設立された新興メディアやネット企業もＡＩ関連で100件以上の特許を出願。**

② 中国；国営企業と大学が上位に

北京大学や南京大学など、中国の特許庁にＡＩ関連の特許を出願した**主体の多くが大学や研究機関だった**。深層学習など、今、ホットな分野でも中国の躍進が著しい。

・・・　**『中国は量だけ』との批判は正しくないと言える。**

③ 日本；出願数が多いＮＴＴとＮＥＣ

日本で出願数が多いのは**ＮＴＴやＮＥＣ、日立、ｿﾆｰ、富士通、東芝、ｷｬﾉﾝ**などの**老舗企業**。

米国企業に比べ日本企業の出願数は少ないが、「米国企業の強みは、検索エンジンやＳＮＳ（交流サイト）の運営会社が持つ「**ＢｔｏＣ**」関連の情報量をベースにした人工知能だが、**日本企業も「ＢｔｏＢ」領域の情報量では負けていないと言える。**

・・・・　（**Ｂ to Ｂとは**、企業間の商取引、あるいは、企業が企業向けに行う事業のこと）

（4） 2016 年の米国特許件数

① ＩＢＭの取得件数と事業領域

ＩＢＭは、2016 年の米国特許件数で新記録を打ち立て、24 年連続ランキング首位に輝いた。

コンピューティング技術を人間の頭脳と同等かそれ以上にする取り組みにより、
・・・ 2017 年 1 月 9 日、**同社が 2016 年に 8088 件の特許を取得**したことを明らかにした。

（ア） ヘルスケア事業の拡大

これは主として、**膨大な量のヘルスケアデータを処理分析する製品へと事業を拡大**しようとする同社の取り組みを反映したものだ。

たとえば、より安価なゲノム・シーケンシングのような新技術によって、これまで以上に多くのヘルスケア関連情報が生み出されていくことになるが、「**こうした大量のデータを扱えるシステムを持たなければ、もはや医師はやっていけないだろう**」と言われている。

IBM が 2016 年に取得した特許には、たとえば、画像を用いて心臓の形状と動きを描き出して心臓疾患の発見に役立てる技術、病院や製造現場などで汚染を計測できるドローン、そして**旅行者の気分に基づいてルートの計画を立てる方法など**に関するものが含まれている。

（イ） 人工知能（AI）やコグニティブ（認知型）・コンピューティング関連

コグニティブ・コンピューティング（英: cognitive computing）とは、自然言語を理解し、学習し予測するコンピュータ・システム、またはその技術を指します。あらゆる情報から学習し、自然な対話を通じて、私たちの意思決定を支援するコグニティブ・コンピューティング・システムのひとつが、「**ＩＢＭの Ｗａｔｓｏｎ**」です。

2016 年に同社が取得した特許のうち 2700 件以上は、人工知能（AI）やコグニティブ・コンピューティングやクラウドテクノロジーに関連したものだという。

ヘルスケアに直接関係する特許は約 100 件にとどまるものの、コグニティブ・コンピューティング関連の特許の多くは、ヘルスケア業界でも応用が可能だと言われています。

② ＩＢＭ以外の企業の取得件数と取得の増減

年間の特許件数トップ５の顔ぶれは前年と同じで、ＩＢＭ（8088 件）のほか、サムスン電子（5518 件）、キヤノン（3665 件）、クアルコム（2897 件）、そしてアルファベット傘下のグーグル（2835 件）によって占められた。

戦略的に細かな特許を多く出し、他社　の出願を防いでいる面もあるが、
米国のインテル、アップルやアマゾンの増加率が目立つ、日本は総じて減少傾向にある。

順位	企業名	国名	2016 年米国特許取得件数	2015 年との増減
1	ＩＢＭ	米国	８０８８件	１０％　増加
2	サムスン電子	韓国	５５１８件	
3	キャノン	日本	３６６５件	１１％　減少
4	クアルコム	米国	２８９７件	
5	グーグル	米国	２８３５件	
6	Ｉｎｔｅｌ	米国	２７８４件	３６％　増加
8	Ａｐｐｌｅ	米国	２１０２件	８％　増加
１０	ソニー	日本	２１８１件	１１％　減少
１３	東芝	日本	１９５４件	２６％　減少
１４	Ａｍａｚｏｎ	米国	１６６２件	４６％　増加

2.　発明とは何か？を知る

次に「特許での発明」とは、何かを「発明に該当しない事項」から探ってみよう。

（１）　特許での発明とは何か？

特許法の第二条一項には、この法律で、「**発明**」とは、**自然法則**（**自然界で観察される法則**）**を利用した技術的思想**（**問題解決のための手段を意味**）**の創作のうち高度のものをいう** と規定されています。

・・・・　**簡単に言えば、自然界で観察される法則を利用して、ある課題を解決した場合の、その解決手段のアイデアが発明であると考えます。**

（２）　「発明に該当しないもの」から理解する

具体的に解り辛いので、「**審査基準に書かれているもの**」で、「**発明に該当しないもの**」を見た方が早かったりするので、発明に該当しないものの特徴を箇条書きにしてみます。

・・・　**国際特許分類が「分類不能」**となるもの、**技術分野が「特定できないもの」**としている。

① **自然法則自体は対象外**　・・・・（たとえば、エネルギー保存の法則や万有引力の法則など）

② **単なる発見であって創作ではないもの**・・・（たとえば、鉱石や自然現象などの単なる発見）

③ **自然法則に反するもの** ・・・・（たとえば、永久機関【世の中にエネルギーの損失がなくて、動作する機関は存在しないと考えているため】）

④ **自然法則を利用していないもの** ・・ （たとえば、経済法則などの自然法則以外の法則、人為的な取り決め、数学上の公式、人間の精神活動など）

⑤ **技術的思想でないもの**

- **技能**（個人的熟練が必要で、知能として他人に伝達できないもの。例は、カーブの投球方法）
- **情報の単なる提示**（たとえば、マニュアル、デジタルカメラで撮影された画像データなど）
- **単なる美的創造物**（たとえば、絵画や彫刻など）

⑥ **課題解決には不可能なもの**

- 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、**その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの。**

⑦ **商売とかビジネスの方法に関するアイデアは？**

- **特許の対象にならないと考えられていたが、ただし、2000 年頃に「ビジネスモデル特許」ブームが起きて、もっとも、特許になるのは、ビジネスの方法を実現するためのソフトウェア（コンピュータープログラム）やシステムの技術的な特徴が「発明」と認められたものだけ。**
  ⇒【「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源（コンピューターや周辺機器）を用いて具体的に実現されている」場合、そのソフトウェアは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であると言えるとしている】

3. 知的財産権とは？

そもそも、「特許権」が属している「知的財産権」とは何なのか？ ・・・ 調べて見よう。

・・・「人間の知的な創造活動によって生じた無形の（形のない）財産に関わる権利」といえる。
・・・独創的な発明やデザイン、小説・音楽・絵画などは、すべて「知的財産権」の対象となる。

		権利の種類	保護の対象	権利存続期間
知的財産権	産業財産権	特許権	発明	出願日から 20 年（一部 25 年迄延長）
		実用新案権	物品の形状等の考案	出願日から 10 年
		意匠権	物品のデザイン	登録日から 20 年
		商標権	物品・ｻｰﾋﾞｽに利用するマーク	登録日から 10 年（更新制度あり）
	その他の権利	著作権	文芸、学術、美術、音楽など	原則著作者の死亡から 50 年
		不正競争行為の禁止	商品表示、商品形態、営業秘密など	―

（1）　産業財産権

各権利を保護する法律について、補足してみよう。

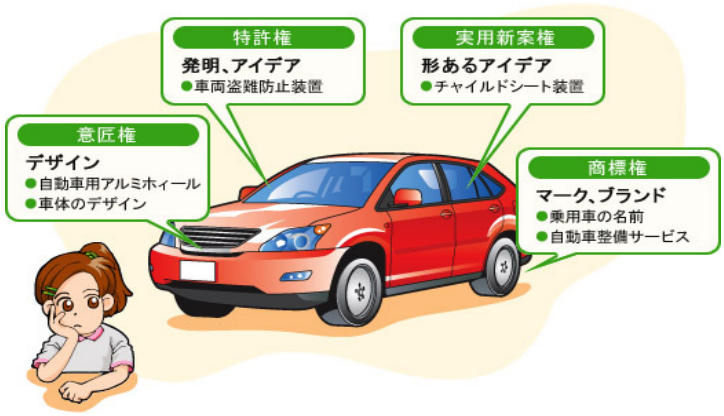

イ）特許法

特許法の目的は、「**発明の保護**」と「**発明の利用**」による**産業の発達です**。

- 「**発明の保護**」とは、**発明の内容を一般に公表する見返りとして、発明家に期限付きの独占権を与え、これによって発明家を保護し、その創作意欲を促進することです。**

- 「**発明の利用**」とは、**発明の内容を公表することで、その発明の幅広い利用を可能とすることです。**

この両方のバランスを図ることで、発明を奨励し、産業の発達につなげるというのが、特許法の根底にある考え方です。

ロ）実用新案法

特許法と同様に、技術的思想の創作の保護と**利用による産業の発達**を、その目的としている。

ただし、保護対象である「考案・アイデア」が発明のように、「高度なもの」である必要が無い点、「物品の形状、構造、または組み合わせに係るもの（関係するもの）」でなければならない点などが、特許法とは異なっている　・・・**「特許と実用新案の違いは、第７章で詳細を調査」**

ハ）意匠法

一定水準以上の**物品の美的な外観（デザイン）の保護と利用**を図ることで、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを、その目的としている。

ニ）商標法

商法（商品・サービスに利用する名称やシンボルマーク）を保護することによって、商品やサービスの提供者の業務上の信用維持を図り、産業の発達に寄与するとともに、需要者（消費者）の利益を保護することを、その目的としている。「SONY のﾛｺﾞ」や「ﾔﾏﾄ運輸のｸﾛﾈｺﾏｰｸ」などがある。

（２）　著作権法

保護の対象は、小説・音楽・絵画などの「著作物」である。

産業財産権法が「産業の発達に寄与」することを目的にしているのに対して、
・・・・　**著作権法は、「文化の発展に寄与」することを目的としている**点が異なります。

また、産業財産権が登録して初めて権利が発生するのに対して、著作権は著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します　・・・・　これを無方式主義と言います。

（３）　不正競争防止法

事業者間の公正な競争などを確保して、**国民経済を健全に発展させることをその目的**としている。

特に「権利」を設定することなく、不正競争行為として定められている一定の行為（**他人が築いた信用にタダ乗りする行為や営業秘密を盗み取る行為など**）を**直接的に規制する**という点で、不正競争防止法は、産業財産権法と大きく異なっています。

4.　特許庁における審査の流れ

（１）　特許権を取るための手続きの流れ

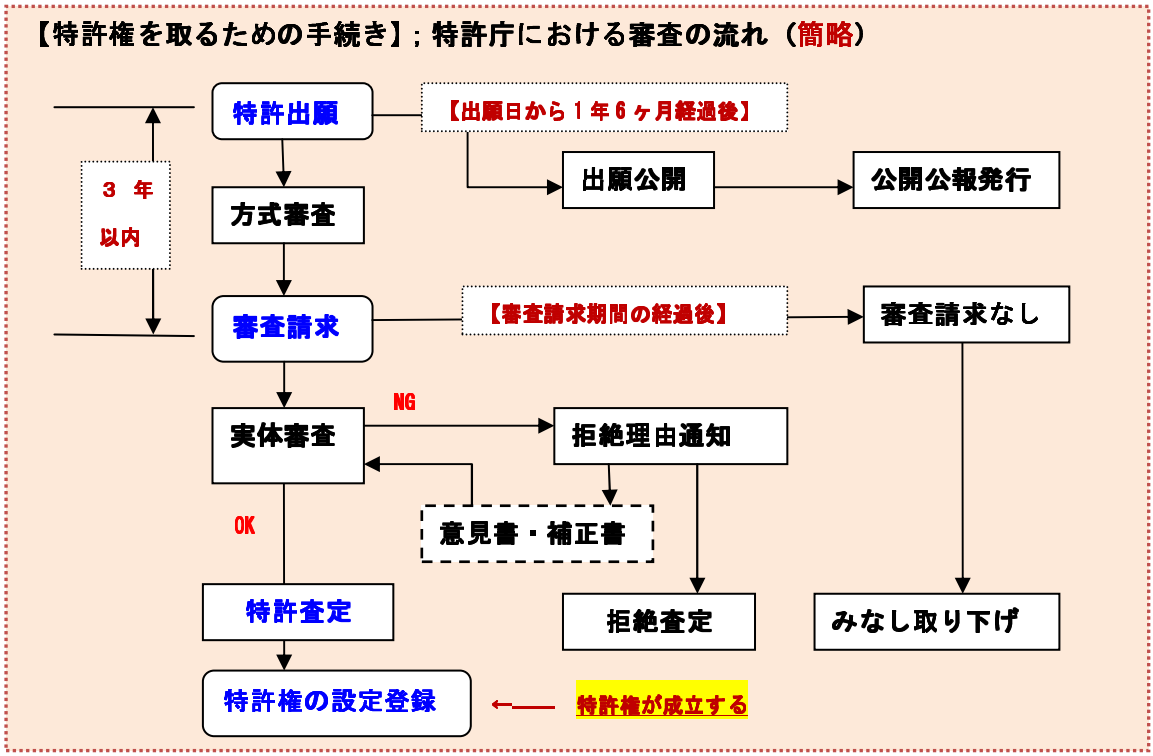

（２） 特許出願

特許を取るためには、特許庁に「**特許出願**」をして、必要な要件を満たしているかどうかの方式的な審査を受ける必要があります。

- 「願書」に所定事項を記載する。
- 「明細書」：発明の内容を詳しく説明する書面を記載する。
- 「特許請求の範囲」：特許を受けようとする発明を特定する書面を記載する。
- 「要約書」＆「図面」：発明の概要をまとめた書面を記載、図面を添付する。

【書類名】　特許願
【整理番号】　ＰＯＯＯＯＯ３－１
【あて先】　特許庁長官殿
【国際特許分類】　Ａ１１Ｂ　１／１１　Ａ１１Ｂ　２／１１
【発明者】　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号　【氏名】　発明　一郎
【特許出願人】　【識別番号】　０００００００００　【氏名又は名称】　〇〇株式会社
【代理人】　【識別番号】　０００００００００　【弁理士】　【氏名又は名称】　代理　太郎
【選任した代理人】　【識別番号】０００００００００　【弁理士】　【氏名又は名称】　代理　一郎
【電話番号】００－００００－００００　【連絡先】　担当
【手数料の表示】　【予納台帳番号】　０００００００　【納付金額】　１４０００
【提出物件の目録】
【物件名】　明細書
【物件名】　特許請求の範囲
【物件名】　要約書
【物件名】　図面

（３） 方式審査＆公開

特許庁に提出された出願書類は、方式審査として、所定の書式どうりであるかどうかがチェックされ、**出願日から１年６ヶ月を経過すると、発明の内容が公開公報によって公開されます。**

出願公開は、自動的になされますが、そのまま放っておいても特許庁での審査は始まりません。

出願日から３年以内に、特許庁に対して「審査してくれ」の「審査請求」をしなければなりません。なお、期間内に審査請求をしないと、出願は取り下げられたものとみなされて、以後、権利化する（特許にする）ことは出来なくなってしまうので、注意が必要です。みなし取り下げとなります。

（４） 審査請求＆実体審査

審査請求がなされると、それを受けて、特許庁の審査官による審査（**実体審査**）が開始される。

【書類名】	出願審査請求書
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	【出願番号】　特願０００００－０００００００
【請求項の数】	１
【請求人】	【識別番号】　０００００００００　【氏名又は名称】　〇〇株式会社
【代理人】	【識別番号】　０００００００００　【弁理士】　【氏名又は名称】　代理　太郎
【手数料の表示】	【予納台帳番号】　０００００００　【納付金額】　１２２０００

審査官は、その特許出願が法律で規定された要件を満たしているのかどうか、別の言い方をすれば、拒絶理由がないかどうかを審査する。

審査の結果が「**特許 OK**」と判断すれば、すみやかに「**特許査定**」：特許をすべき旨の査定がなされる。

逆に、審査官が「**特許 NG**」と判断すれば、それを出願人に知らせるための「**拒絶理由通知**」が送付される。

（５） 拒絶理由通知＆意見書・補正書

「**拒絶理由通知**」を受け取った出願人は、拒絶理由解消のために、「**意見書**」や「**手続補正書**」を提出することが出来る。

出願人の対応によって、拒絶理由が解消されれば、「特許査定」がなされるが、依然として解消されなければ、「**拒絶査定**」がなされることになる。

（６） 特許査定＆特許権の設定登録

特許庁で「特許 OK」の「特許査定」だけでは、特許権は発生しない。

特許権発生のためには、特許料を納付して、“特許原簿”に特許権の設定の登録が必要となる。

特許権の設定の登録完了によって、特許権が成立する。　（特許料の納付は分割納付も可能）

5. どんな発明が特許となるのだろうか？

特許されるために必要な条件（特許要件）をチェックする。詳しくは特許庁の「**特許・実用審査基準**」第１部・第１章「**明細書の記載要件**」の全体を参照して見てください。

また、具体的な発明事例をインタ―ネットで検索して、「どんな発明」＆「どんな記載」が必要なのか。

（１） 特許の要件

① **チェック要件１** ；**特許法が保護する「発明」【自然法則を利用した技術思想】であるか？**

発明でないものの例を下記に挙げる。

（a）金融保険制度、課税方法、遊戯方法などは、人為的な取り決めに過ぎず、自然法則を利用していない。

（b）心理法則を利用した広告方法などは、生理学上の法則とは異なり、自然法則を利用していない。

（Ç）永久機関などは、反復の可能性がなく、したがって、自然法則を利用していない。

② **チェック要件２** ；**その発明は産業上利用できるか？** 【有用性(utility)の要件】

医療方法は「産業上利用」できないものとされている。ただし、**医療装置は「産業上利用」出来るものとされている。この「医療装置」には培養された皮膚シートなども含まる。**

③ **チェック要件３** ；**出願前にその発明と同じ技術が世の中に知られていないか？**
【新規性または非公知という】

原則として世の中にオープンにされたものは特許になりません。特許法は、秘密状態の発明を開示したことに対して与えられるという側面を有するからです。

出願人といえども発明に関係する**【製品の販売・展示（発明の内容が分かる状態で）・テレビでの放映（発明の内容が分かる状態で）・ウエブ上でのオープン（発明の内容が分かる状態で）・研究論文発表などを行うと】発明が世の中に対し秘密の状態でなくなるので、原則としてもはや特許にはなりません**。特に、特許審査上、もっとも影響の大きなものとして、特許出願公開公報の先行出願に記載されているものは、もはや特許になりません ・・・ **注意を要する事項です**。

④ **チェック要件４** ；**上記３の技術をもとに、いわゆる当業者（その技術分野のことを理解している者）が容易にその発明をすることができたものでないか？** 【進歩性】

特許審査実務上は、上記３の世の中に知られているもの（特許出願公開公報の先行出願に記載されているもの）を、例えば二つ単に組み合わせたに過ぎないものは特許にならないとして拒絶されます。**組み合わせに際し、何らかの困難や工夫、特段の効果などがあれば、進歩性が主張できます。この点は、意見書や補正書で反論する際の争点になります。**

⑤ チェック要件５　；他人よりも早く出願したか？　【先願主義】

同一の発明が出願されたときは、先に出願したもの（先願）が特許されます。
この先願主義によって後願が排除される（特許にならない）範囲は、先願の請求の範囲です（特許法３９条）が、通常は先願が公開されることで明細書等全体が範囲になります。したがって、出願は急がなければなりません。

（もっとも、出願が完了してしまうと、出願した技術内容を補正することは実質上、ほとんどできません。これを**新規事項追加の禁止**（**ニューマター禁止**）といいます。
技術内容が十分に記載せれていないと、補正をするときに悔しい思いをします。そして一度、この出願が出願公開されてしまうと、もはや出願人でも別の出願で権利を取り直すことはできません。ですから拙速（せっそく）は取り返しがつかないことにもなりかねません。じっくり出願しましょう）

⑥ チェック要件６　；公序良俗に違反していないか？　【公序良俗の違反】

例えば犯罪目的の装置（紙幣偽造装置、金塊密輸用チョッキ、麻薬吸飲具）など反社会的なものは特許になりません。

⑦ チェック要件７　；明細書の記載は発明が実施できる程度になされているか ？

明細書は、発明の技術的内容を公開するための技術文献及び特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての役割があり、明細書には、通常の技術者が実施可能な程度に発明を開示するとともに、特許による保護を求める範囲をできるだけ明確に記載することが求められる。 なお、明細書のうち、特許による保護を求める発明の範囲を記載する部分を「特許請求の 範囲」（クレーム）、発明の具体的内容を開示する部分を「発明の詳細な説明」という。　【明細の記載要件】

⑧ チェック要件８　；通常の請求範囲は複数の請求項を有するが、これら各請求項の内容が「発明の単一性」（または「出願の単一性」ともいう）を有するか？

関係のない発明を一つの出願にすることはできません。　（**別の出願にします**）

⑨ チェック要件９　；出願人が特許を受ける権利を持っているか？　【出願人の受ける権利】

他人がした発明をその人に、だまって出願することはできません。
自分が発明をしたか、あるいは発明した者から許可を得て出願するか、でなければなりません。
また、複数人で権利を持っているときは、全員で出願しなければなりません。

※　上記の要件で、特に**チェック要件１**、**２**、**３**、**９**などが重要です。

（２） 特許の検索

インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこ からでも、**無料で特許情報の検索ができるサービ スとして**、「**特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）**」 **を提供しています**。

特許情報プラットフォームでは、明治以来、特特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）とは、許庁が発行してきた特許・実用新案、意匠、商標 に関する公報や外国公報に加え、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる経過情報等の特許情報を提供しています。

また、ユーザーが求める特許情報を効率的に提供できるよう、検索機能やユーザーインターフェースの充実、J-GLOBAL（科学技術総合リンクセン ター）や中韓文献翻訳・検索システム（中国語文献 及び韓国語文献の機械翻訳文の全文テキスト検索 が可能）等の外部サービスとの連携、「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標への対応を行うことにより、特許情報を提供する新たな情報基盤としての 役割を担うものです。

（３） 特許事例１；【有用性(utility)の要件】

・・ **チェック要件２；産業上利用性があるのか？**

① 再生医療に関する特許 （※細胞を製造する）

「誘導多能性幹細胞」というのは、英語で“induced pluripotent stem cells”と言って略して“IPS 細胞”と呼ばれています。

話題の「IPS 細胞」を使った再生医療は特許にされるのか？・・ 製造法に関する特許なら OK

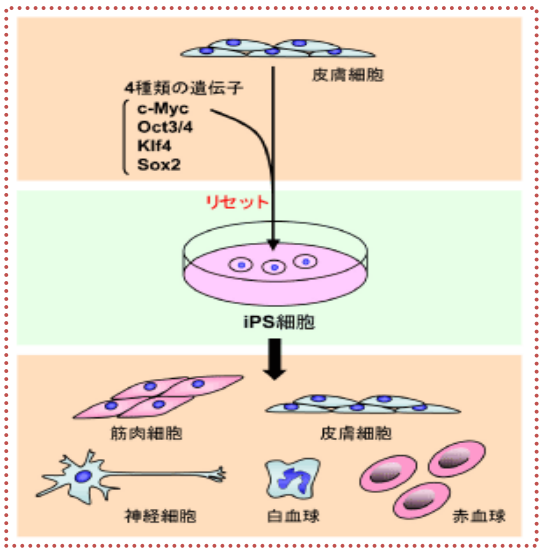

② IPS 細胞はどういう細胞なのか？

身体の中にあるそれぞれの細胞は、心臓ならば心臓の細胞、肺ならば肺の細胞とその役割が決まっている。ところが、四種類の遺伝子を皮膚細胞に加えてみたところ、その皮膚細胞が変化して、筋肉や神経といった体の様々な組織の細胞になることができる新しい細胞になった。

③ 公開特許公報　公開日が 2008 年 11 月 27 日の資料からすると下記の概要が公開されている。

特許の詳細な内容は、高度な内容なので、ここでは割愛（かつあい）　⇒　インターネットで検索のこと。

(54)【発明の名称】誘導多能性幹細胞の製造方法　（特許情報プラットフォームから取得）

(21)出願番号　特願 2008-131577(P2008-131577)
(22)出願日　平成 20 年 5 月 20 日(2008.5.20)
(11)特許番号　特許第 4183742 号 (P4183742)
(45)特許公報発行日　平成 20 年 11 月 19 日
(31)優先権主張番号　特願 2005-359537
(32)優先日　平成 17 年 12 月 13 日 (2005.12.13)
(33)優先権主張国　日本国 (JP)
(74)代理人　特許業務法人 特許事務所サイクス
(72)発明者　山中　伸弥

(57)【要約】　（修正有）

【課題】胚や ES 細胞を利用せずに分化細胞の初期化を誘導し、ES 細胞と同様な多能性や増殖能を有する誘導多能性幹細胞を簡便かつ再現性よく製造する方法を提供する。

【解決手段】体細胞から誘導多能性幹細胞を製造する方法であって、下記の 4 種の遺伝子：Oct3/4、Klf4、c-Myc、及び Sox2 を体細胞に導入する工程を含む方法。

【選択図】

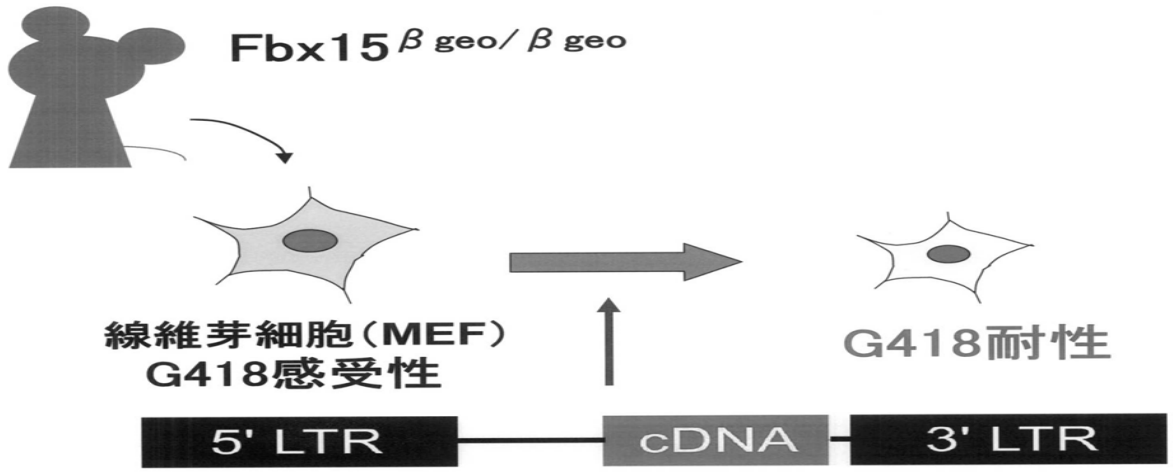

【特許請求の範囲】

【請求項 1】体細胞から誘導多能性幹細胞を製造する方法であって、下記の 4 種の遺伝子：Oct3/4、Klf4、c-Myc、及び Sox2 を体細胞に導入する工程を含む方法。

④ IPS 細胞は具体的にどう役立つのか？　（有用性(utility)の要件）

主に二つの応用が考えられています。

- まず、**一つ目**は、病気の研究や創薬のための応用。ＩＰＳ細胞は身体のどの細組織の細胞にも分化する能力を備えているから、ＩＰＳ細胞から作られた組織を使えば、発病のメカニズムを解明したり、薬剤の効果や副作用を調べたりできる。

- そして、**二つ目**が“再生医療”としての応用だ。ＩＰＳ細胞はその有力な切り札として非常に期待が高まっている。
（再生医療とは、人工的に培養した細胞や組織を用いて、病気やけがなどによって、傷ついたり機能が失われたりした臓器や組織を修復したり再生したりする医療のこと）

⑤ IPS 細胞の分化誘導方法は特許 OK なのか？　（審査基準の例外）

「人間の治療方法」そのものはもちろんのこと、「人間から採取したものを同一人に治療のために戻すことを前提にして、取得したものを処理する方法（血液透析法など）」も人間を手術、治療又は診断する方法」（医療行為）に該当するものとして、特許は NG とされている。

しかし、審査基準には次のような例外も示されている。

人間から採取したものを原材料として、医薬品又は医療材料の中間段階の生産物を製造するための方法（例：細胞の分化誘導方法、細胞の分離・純化方法）は、特許は OK となる。

⑥ 日本の特許法の懸案　（各国で、審査基準の範囲や保護に若干の差異がある）

わが国の特許制度では、「医療行為は産業ではない」ことになっている。しかし、そうした解釈に無理が出ているのも事実であり、**米国のように人間の治療方法などの特許もとりあえず認めておく一方で、医師による医療行為が特許権の侵害とならないような例外の規定を作っておくというのも現実的な解決策かもしれない。**

・・・　米国のように「治療又は診断する方法」を「産業上利用することができる発明」として、特許権の及ばない範囲を拡大して、特許の保護とバランスが取れるような改善が必要。

医療技術と特許は、特許権の範囲やその特許権の侵害など、まだまだ、いろいろな課題（その時代の背景や世界の技術動向など）があります。たとえば、**医薬品業界に“2010 年問題”**という言葉があり、2010 年前後に大型医薬品の特許が一斉に切れ、特許を持ったメーカーの収益が大きく落ち込む等 ⇒**医療の世界も競争が激しく、研究者が研究に専念できるように、知的財産や契約などを管理サポートする組織も必要です。**

（４） 特許事例２；進歩性

・・・ チェック要件４；進歩性が問われる特許案件

① 特許を探す（キーワード；孫正義）

特許情報プラットフォーム；J-PlatPal から、キーワード；**孫正義**を入力して検索してみた。

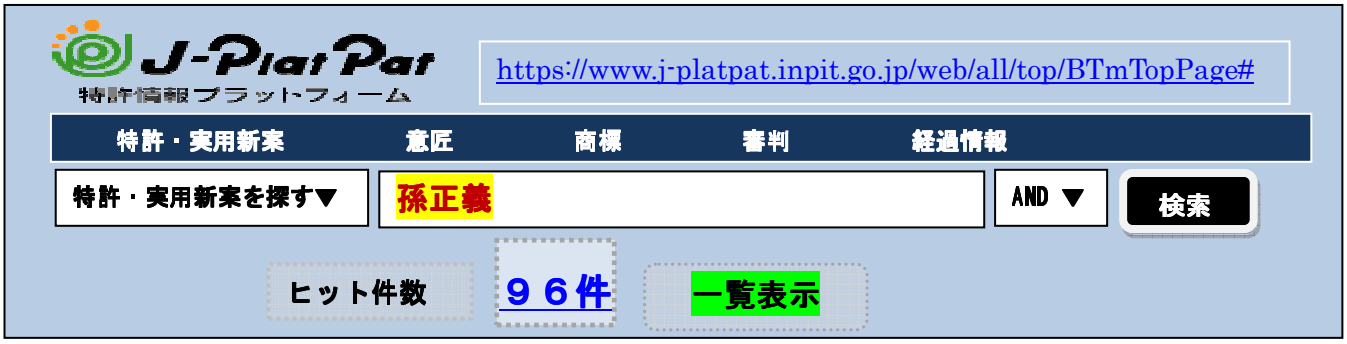

項番	文献番号	発明の名称	筆頭出願人	発行日	出願日	出願番号
1	特開 2017-010133	感情制御ｼｽﾃﾑ、ｼｽﾃﾑ及びﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	COCORO SB 株式会社	2017.1.12	2015.6.17	2015-122408
3	特開 2017-010133	会話処理ｼｽﾃﾑ、ｼｽﾃﾑ及びﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社　他	2016.4.25	2014.9.22	2014-192556
～	～	～	～	～	～	～
71	特開平 11-164924	ゴルフｼｭﾐﾚｰｼｮﾝゲーム環境装置	孫正義　他	1999.6.22	1997.12.3	平 09-333026
72	特開平 11-164922	傾動ショット台装置の給球装置	孫正義　他	1999.6.22	1997.12.3	平 09-333025
73	特開平 11-164921	ゴルフ練習台	孫正義　他	1999.6.22	1997.12.3	平 09-333024
～	～	～	～	～	～	～
96	再表 03-103259	端末接続装置、～及び多機能電話	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社	2005.10.6	—	2004-510214

孫正義さんの特許は、通信システム、データベースサーバー、回線選択といったものだが、孫さん個人の特許も検索された。**2017 年 3 月現在、検索された件数は、９６件存在した。**

② ゴルフ特訓マシーン　（特許権者は孫正義・個人であり、ソフトバンク等の法人ではない）

発明の“進歩性”とは、「発明が容易に創作できた程度のものではないこと」をいい、進歩性が要求されているのは、新規性があっても、すでに世の中にある技術から簡単に思いつくような発明を保護したのでは、技術の進歩に役立たないばかりか、かえって妨げになる。

実際に、ゴルフの練習装置だなんて、どこにでもある“ありふれた”ものだし、

・・・・ **この発明に進歩性があるのだろうか？　どんなのが特許の発明となるのか？**

1997 年の 12 月に出願された「ゴルフ特訓マシーン」の特許概要を見ながら、

・・・・ **なぜ、特許の申請が許可されたのか？　調べて見よう。**

（ア） ゴルフ練習台

平坦な場所でのゴルフ練習台では、ありきたりだが、爪先下がり、爪先上がり、左足下がり、左足上がり等の斜面ショットの練習台は、**進歩性があるとした**。

(54) **【発明の名称】ゴルフ練習台**　（特許情報プラットフォームから取得）

(21) **出願番号**　**特願平 9-333024**
(22) **出願日**　**平成 9 年 12 月 3 日 (1997. 12. 3)**
(71) **出願人**　**孫　正義**
(71) 出願人　鹿島建設株式会社　他
(72) **発明者**　**孫　正義**
(72) 発明者　他・複数人

(57)【要約】

【課題】爪先下がり、爪先上がり、左足下がり、左足上がり等の斜面ショットの練習を自由に行うことのできるゴルフ練習台を提供する。

【解決手段】ゴルフ練習用のショット台１と、ショット台１を下方の固定部２から３点以上で傾動自在に支持する傾動ジャッキ３とを備えて、ショット台１を任意の傾斜角度に傾斜させることにより斜面ショットの練習を行う。

【図面】

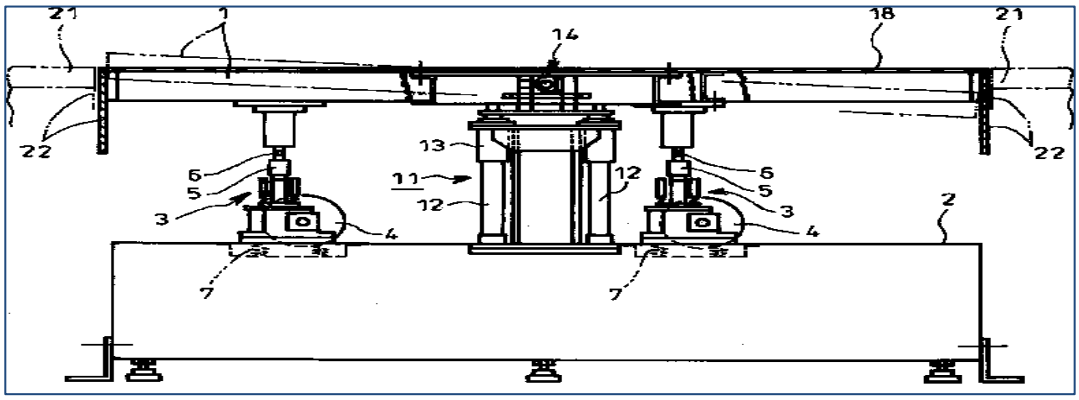

【特許請求の範囲】

【請求項１】ゴルフ練習用のショット台と、該ショット台を下方の固定部から３点以上で傾動自在に支持する傾動ジャッキとを備えたことを特徴とするゴルフ練習台。

【請求項２】ゴルフ練習用のショット台と、該ショット台を下方の固定部から３点以上で傾動自在に支持する傾動ジャッキと、該傾動ジャッキ頭部に備えられて前記ショット台の傾動を許容するピンジョイントと、前記傾動ジャッキ脚部を支持して前記ショット台の水平方向の移動を許容する自由接続手段と、前記ショット台の中心下部の固定部に備えられた上下スライド用ブッシュ軸と、該上下スライド用ブッシュ軸と前記ショット台との間に備えられてショット台を傾動自在に支持する自由軸受とを備えたことを特徴とするゴルフ練習台。

【請求項３】ショット台の内側に、更に３点以上の内側傾動ジャッキにより傾動自在に支持された内側ショット台を備えていることを特徴とする請求項１又は２に記載のゴルフ練習台。

【請求項４】ショット台の近傍に、傾動ジャッキに接続されてショット台の傾斜方向、傾斜角度を選定できる操作盤を備えていることを特徴とする請求項１又は２又は３に記載のゴルフ練習台。

（イ） 傾動ショット台装置の給球装置

斜面ショットの練習台に合わせて、傾動ショット台装置にボールを安定して供給する仕組みも**進歩性のある発明**とみなされた。

(54)【発明の名称】傾動ショット台装置の給球装置　　（特許情報プラットフォームから取得）

(21)**出願番号**　特願平 9-333025　　(72)**発明者**　孫　正義
(22)**出願日**　平成 9 年 12 月 3 日(1997.12.3)　　(72)発明者　他・複数人
(71)**出願人**　孫　正義
(71)出願人　鹿島建設株式会社
(31)出願人　石川島検査計測株式会社

(57)【要約】

【課題】斜面ショットが可能な傾動ショット台装置にボールを安定して供給する。

【解決手段】 傾動ジャッキにより傾動自在に支持しているショット台１の下部にボール２５を供給する固定給球管２６に後端２７ａが接続され先端がＴ字状を有して上下に開口した垂直部２７ｂを形成する送出管２７と、送出管２７の後端２７ａより送られるボール２５を１個ずつ垂直部２７ｂに排出する第１のエスケープ装置３１と、第１のエスケープ装置３１から排出されたボール２５を押し棒３５により受けて送出管２７の垂直部２７ｂ内上方に押出すボール押出装置３２と、ボール押出装置３２によって押出されたボール２５を落下しないように受ける第２のエスケープ装置３９と、下端が送出管２７の垂直部２７ｂに接続され且つ上端がショット台１を貫通してショット台１上の給球口４０に接続されたフレキシブル給球管４１とを備える。

【特許請求の範囲】

【請求項１】 ゴルフ練習用のショット台を下部の固定部から傾動ジャッキにより傾動自在に支持している傾動ショット台装置の前記ショット台上にボールを供給するための給球装置であって、横方向からショット台下部にボールを供給する固定給球管に後端が接続され先端がＴ字状を有して上下に開口した垂直部を形成する送出管と、該送出管の後端より送られるボールを１個ずつ垂直部に排出するための第１のエスケープ装置と、該第１のエスケープ装置から排出されたボールを押し棒により受けて前記送出管の垂直部内上方に押出すボール押出装置と、該ボール押出装置によって押出されたボールを落下しないように受ける第２のエスケープ装置と、下端が前記送出管の垂直部に接続され且つ上端が前記ショット台を貫通してショット台上の給球口に接続されたフレキシブル給球管とを備えたことを特徴とする傾動ショット台装置の給球装置。

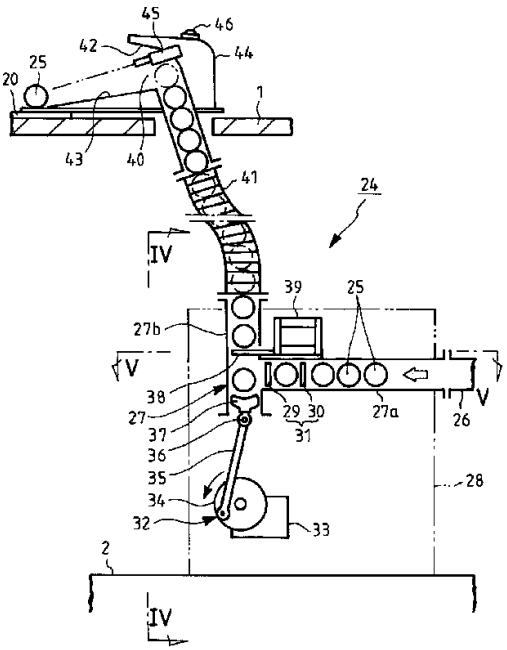

（ウ） ゴルフシュミレーションゲーム環境装置

ゴルフ場にいるかのような“バーチャルな環境”でゴルフを練習することができるシュミレーション装置は、スポーツジム、大型ゲームセンター、高級ホテルなど、既にいろいろな場所で設置されている。

では、下記のゴルフシュミレーションゲーム環境装置は、どこに進歩性があるのだろうか？

(54) **【発明の名称】ゴルフシュミレーションゲーム環境装置**　（特許情報プラットフォームから取得）

(21) **出願番号**　特願平 9-333026　　(72) **発明者**　孫　正義

(22) **出願日**　平成 9 年 12 月 3 日 (1997. 12. 3)　　(72) 発明者　他・複数人

(71) **出願人**　孫　正義

(71) 出願人　鹿島建設株式会社

(31) 出願人　石川島検査計測株式会社

(57)【要約】

【課題】風の向きや強さ等を体感しながらショットの練習を行うことができるゴルフシュミレーションゲーム環境装置を提供する。

【解決手段】ゴルフ練習打席１を取囲むように複数の空気口１０を設け、空気口１０の少なくとも１つにゴルフ練習打席１に向けて空気を噴出する送風ファン１２を設ける。

【特許請求の範囲】

【請求項１】ゴルフ練習打席を取囲むように複数の空気口を設け、該空気口の少なくとも１つにゴルフ練習打席に向けて空気を噴出する送風ファンを設けたことを特徴とするゴルフシュミレーションゲーム環境装置。

【請求項２】請求項１に記載の空気口を上下２段に備え、一方の段の空気口を送風口とし、他方の段を吸引口としたことを特徴とするゴルフシュミレーションゲーム環境装置。

【請求項３】ゴルフ練習打席の上部近傍に、給水管に接続された散水ノズルを備えたことを特徴とする請求項１又は２に記載のゴルフシュミレーションゲーム環境装置。

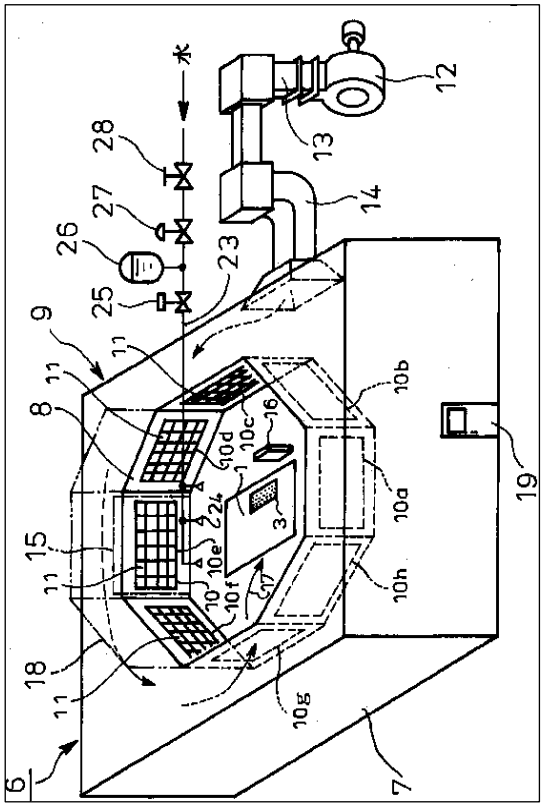

ゴルフ練習打席の周囲から風が吹く構造にすることで、風を体感しながらショットの練習ができるという内容のようだ。でも、強風体験ができる施設は各地にあるし、ゴルフの練習装置にも特殊効果で風が吹くようなものがありそうな気がします。

・・・では、この発明のどこに進歩性があるのか、特許になった、経緯を次ページで追ってみる。

特許公報に書かれている従来技術の説明によると、従来のシュミレーション設備では、風が吹いたりしなかったため、

・・・・　**実際にどの程度の風なのかを体感することが出来なかったという。**

そのため、出願時の「特許請求の範囲」（特許を受けようとする発明を特定する書面）の記載によると、この発明は、「ゴルフ練習打席を取り囲むように複数の空気口を設けて、その空気口の送風ファンからゴルフ練習打席に向けて、空気を噴出させるようにした」

・・・・　**これにより、コースのプレイと同様の風を体感しながら練習ができる。**

だが、特許庁から“進歩性なし”とする拒絶理由が通知されている。

（既に、似たような内容の考案が公知となっていた。
⇒扇風機を空気口に変更することは、当業者であれば簡単に思いつくような設計変更であり、容易に発明することが出来たと審査官は指摘をしている）

・・・・　**特許出願前に当業者が公知発明などから容易に発明をすることができたような場合は、特許にはできないという理由からです。**

これに対して、「手続補正書」と「意見書」を提出した。

具体的には、ゴルフ練習打席の周囲を空気ダクト（輸送）装置で取り囲み、その内側に複数の空気口のそれぞれに「別個に開閉が可能なゲート装置」を設けたことが「明細書」や「図面」に記載されていたため、**その内容を「特許請求の範囲」に追加する「補正」を行った。**

そして、**そのゲート装置を稼働させることで、「取り巻くように設けた空気ダクト装置の任意の強さの風を噴出させることができる」という効果を「意見書」にて主張した。**

・・・・　**既存の発明より、“いかに優れているか”を補正・主張している。**

孫さんは大変ゴルフが上手です。その秘密は、人並み外れた精神力・集中力に加え、この特許を持つ特訓マシーンが、**自宅の地下室にあるそうです。ただ、審査請求はしていません。**

・・・・　**そのマシーンは、世界のゴルフ場の映像が映り、そのゴルフ場の傾斜に合わせ足元が動き、風が吹き、雨も降るという代物・・天才はやっぱり違いますね。**

6.　外国への出願について

次に、外国でも発明についての独占・販売を得たいのであれば外国出願をする必要があります。

（１）　外国の出願は必要か？

よく日本で特許権をとると、その特許権に関する発明はアメリカでも中国でもだれも真似できないと思っている人がいます。確かに、発明という行為は人が行なうものだから、どこの国で発明しようと最初に発明した人には国の別に関係無くその発明を独占する権利を一つの特許権で認めてもいいようなものです。でも実際にはそういう風にはなりません。

外国出願とは、簡単に言うと自国以外の国に対して行なう特許等の出願のことです。
日本の特許庁に出願して得られる特許権は、当然日本の法律（特許法）に基づくものです。

他の国にも特許法やこれに類する法律があって特許権やこれに類する権利を付与することが行なわれています。もちろん、特許法みたいな法律を持たない国もあるでしょう。国ごとの特許制度は大筋では似たものですが、ずいぶんと異なります。要するに、**特許権というものは各国が付与するものでその内容も特許権をとるための条件も各国がそれぞれ法律で定めているわけです。**

ということなので、アメリカで発明品を販売することを特許権によって独占したいのであれば、アメリカに特許出願をしてアメリカの特許権を取得しないといけないし、**中国で発明品の製造を特許権によって独占したいのならば中国に特許出願をして中国の特許権を取得しないといけないということになります。**

（２）　外国出願の２つのルート

外国出願をする場合には次の２つのルートがあります。
「直接各国に出願をするルート」　と　「国際出願経由で各国へ移行するルート」です。

①　直接各国に出願をするルート（パリ優先ルート）

直接各国に出願する場合、いきなり最初の出願から外国に出願することはまれです。
通常は、まず、国内に最初の出願をしておいてから、パリ条約に基づく優先権（パリ優先権）を主張して各国に出願をします。

パリ条約に基づく優先権を主張することができるのはパリ条約に加盟している国に対してだけです。ただ、他にもＷＴＯ（世界貿易機関）の加盟国や個別に日本と優先権を認める条約を交わしている国に対しても優先権を主張することができます。
※台湾は日本と相互条約を締結しているので、優先権を主張することができます。

➢ パリ条約に基づく優先権とは？

パリ条約とは、工業所有権の保護に関する国際条約です。**このパリ条約の４条は優先権について規定しています**。優先権とは、第１国にされた先の出願に基づいて優先期間内（特許は１年以内）に第２国にされた後の出願に対して、その間に行なわれた行為によって不利な取り扱いを受けないようにする権利です。

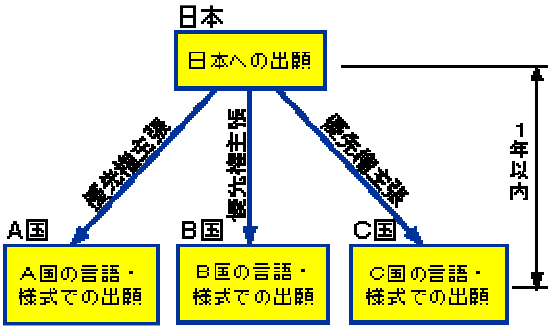

要するに、１年以内に優先権を主張して他の国に出願すると、その出願をもとの出願の時に出願したものとして新規性や進歩性が判断されるということです。

優先権利用することで、まず、日本国出願で出願日を確保しておき、１年間の猶予期間で、各国毎に出願書類を作成することができます。

② 国際出願経由で各国へ移行するルート（ＰＣＴルート）

国際出願とは、**特許協力条約（ＰＣＴ）**に基づいて行なわれる出願で、単一言語、単一の形式の出願をすることで複数国での国内出願としての効果が生じます。つまり、**一回の出願で各国における出願日を確保する**ことができます。

但し、特許権はあくまで各国の国内法に従って判断されます。そのため国際出願後に各国ごとに翻訳文提出等の国内段階への移行手続きを原則２０ヶ月（延長されると原則３０ヶ月）以内に行なう必要があります。

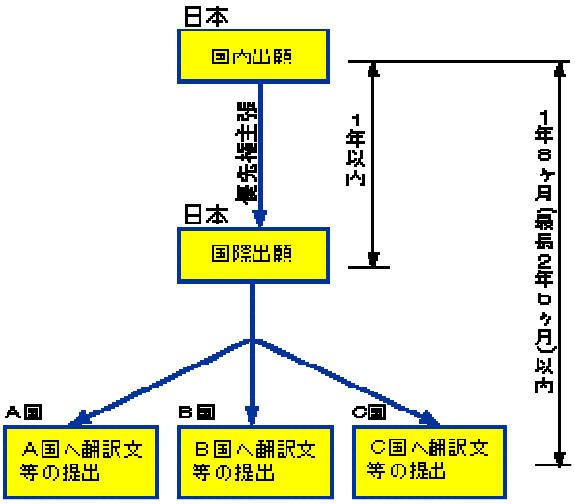

国際出願では、出願時に権利取得をしたい国を指定しなければなりませんが、この指定にかかる費用は８ヶ国以上の指定はすべて同じです。

従って、すべての国を指定しておき、国際調査や国際予備審査の結果や、３０月経過後の発明の価値に応じて実際に国内へ移行する国を決めるということができます。

出願時の手間が少なくて済む；日本語で一定の形式に従って日本の特許庁に出願すれば足ります。従って、翻訳文作成の時間がない場合などにも使えます。また、優先権書類の提出も国際出願で行えば、各国ごとに優先権書類を提出する必要はありません。

7.　特許と実用新案の違いについて

産業財産権の中から発明を保護する特許と、考案を保護する実用新案に注目し、その違いを探る。

特許では、出願から特許取得までに数年かかるのが通常です。
一方、**実用新案は出願するだけで、無審査で取得できます。**このため、実用新案権は特許権に比べて非常に短い時間で取得できます。また、権利を行使した場合に権利者に課されるペナルティの内容が異なります。特許法の改正（平成６年）により実用新案の性格が変わって、**実用新案は申請するだけで形式上直ちに権利化されます。**（外国で採用されていた「無審査主義」が日本でも採用されるようになったのです）

（１）　特許と実用新案の違い

特許と実用新案・・・いずれも技術に関して生み出されたアイデア（法文上では技術的思想といいます）を保護するものですが、以下のような違いがあります。

まず、第１に、“保護の対象となる範囲”に違いがあります。
特許では、産業上利用することができるアイデアを全般にわたって保護します。
たとえば、機械、自動車、家電、日用品などの一定の形態を有する物（物品）のほか、化学物質、医薬品、建築材料などの形態が定まらない物や、無体物であるプログラムも保護の対象となります。また、物を生産する方法や物を使用する方法など、方法に関す**る新規なアイデアも特許により保護することができます。**

これに対し、実用新案で保護されるのは、物品の形状、構造又は組み合わせに関するアイデアに限定されます。

一定の形態を有しない有体物やプログラムに関するアイデア、方法に関するアイデアを実用新案により保護することはできません。

なお、プログラムに関しては、そのプログラムに基づく処理を実行する機能を有する装置（たとえばゲーム機）として、実用新案により保護することが可能です。

第２に、特許と実用新案とでは、“権利の存続期間”に大きな違いがあります。
いずれの権利も設定登録により発生しますが、
特許権は、毎年特許料を納付することを条件に、出願日から２０年が経過するまで存続します。
一方、実用新案権の存続期間は、出願の日から１０年間と、特許に比べてかなり短くなります。

第３に、特許と実用新案とでは権利が発生するまでのプロセスが大きく異なります。

特許出願は、出願審査請求という手続をすることによって、特許庁の専門職員（審査官）により内容が審査され、登録要件を満たしていると判断されたものだけに登録を許可する通知（特許査定の謄本）が出されます。この通知から一定の期間内に出願人が最初の３年間の特許料を納付すると、特許権の設定登録がなされ、その時点から権利が発生します。

これに対し、**実用新案では**、書類の形式的な審査がされるのみで、出願された内容の実体的な審査がされることなく、出願から数ヶ月で実用新案権の設定登録がなされます。すなわち、実体的な審査なしで登録されてしまうのです。

（２）　防衛出願目的であれば実用新案という選択肢もあり

特許権と実用新案権とでは、「特許権を刀剣とするなら実用新案権は木刀」ともいえるほどに権利の価値に差があるため、知的財産による参入障壁の構築を主目的とする申請であれば、特許出願を選ぶべきでしょう。

‥特許と実用新案のどちらを申請すれば良いのか分からないという時は特許出願を勧めます。

（３）　特許出願への出願変更

現在の実用新案法では、実用新案登録出願から特許出願への出願変更や、実用新案登録から特許出願への出願変更が認められています。

だだし、特許出願への出願変更には時期的な制約があり、実用新案登録出願から３年が経過すると特許出願への変更はできません。

（４）　利用価値が高い中国の実用新案制度

特許制度と実用新案制度が併存している国は日本のほかにもあります。

・・・・　中国は、実用新案制度の利用価値が高い国の１つとされています。

日本と中国の実用新案制度は、実体審査を経ずに権利を発生させる、という点は同じです。しかし、新規性や進歩性を有しないものであった（無効の権利であった）にも関わらずに権利を行使した場合に権利者に課されるペナルティの内容が異なります。

日本では、実用新案権を行使した後にそれが無効にされた場合は、相手方に生じた損害を賠償しなければならない、という規定があり（実用新案法２９条の３）、**損害賠償のリスクを負うことになるのです。**

一方、**中国では、**日本の実用新案法２９条の３に相当する規定がなく、**日本に比べて実用新案権を活用し易い制度になっています**。

‥**中国での知的財産権の取得の希望であれば、実用新案の選択を検討しても良いでしょう。**

8. ソフトウェア特許

最後に、コンピューターを利用する発明に関するソフトウェアの特許について、調べて見ました。

1990 年代終わり頃からコンピューター利用の発明に関する特許出願が急増したが、これらの発明は従来の特許制度では取り扱うことが困難な問題を含んでいた。このため、各国特許庁では制度や運用の整備を行ってきたが、**依然として、ソフトウェア特許を認めるべきか、認める場合にはどの範囲まで認めるべきか、ということが問題となっている。**

（1） 「ソフトウェア特許」の各国の定義

「ソフトウェア特許」について、誰しもが受け入れられる定義や、何が正しいか、そうでないかを定義づける統一的な規定が存在しない。

・・・ これは、ソフトウェア特許における「**機能的クレーム**」が原因であると考えられる。

① **米国においては**、請求項の記載が、**有用で(useful)、具体的で(concrete)、実体的な(tangible)技術的要素については特許可能性がある**ことが明確化されている。

② **欧州においては**、請求項の記載と明細書の全体から、**その発明に技術的な構成が含まれているかが重要視される。技術的効果・技術的寄与を備える構成については、特許可能性がある**ことが明確にされている。

③ **日本においては、**発明は特許法第 2 条の「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」であることを要し、コンピュータソフトウェア審査基準において、「**ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている**」ことを要する旨が定義されている。

（2） ソフトウェア特許が成立するために今後求められていくこと

① **そのソフトウェアに新規性**(特許法第 29 条 1 項 3 号)・**進歩性**(特許法第 29 条 2 項)**を備えていなければならない。**ごく当たり前の技術や方法が特許になることは、そもそも特許制度の立法趣旨に沿ったものではないからである。

② ハードウェア資源上のデータ構造や具体的な仕組みが明確にされ、そのハードウェア資源の仕組みが、アルゴリズムであるソフトウェアとどのように協働して動作しているかが、情報処理動作として、実施可能要件(特許法第 36 条第 4 項 1 号)を満たすように明確に示されなければならない。**この本質論が記載できるか、記載できないかは、出願する代理人や担当者が、コンピューターの動作原理やソフトウェア工学を本質的な切り口で上手に理解できるか、できないかに深く関わっているものと考えられる。**

③ コンピューターのソフトウェアにおける技術思想をもとに発明を記載する際には、本来、どのような構成が本質的な技術的思想を形成する根拠となり得るのかについて十分な検討を要するものであり、発明をする人や、出願をする人には、十分な熟考と責任が求められるようになるものと考えられる。

④ 一方で、特許庁の特許審査をより質の高いものとすることで、安定した権利を付与することや、実務上の運用がバラバラになっている難解なコンピュータソフトウェアの審査基準の扱いを明確化して、多くの人に受け入れられるような改訂審査基準として示すこと等も求められつつある。

9. 最後に、特許制度の意義とは

特許の発明とは・・・自然界で観察される法則を利用して、ある課題を解決した場合の、その解決手段のアイデアが発明であると考えられます。

そこに、新規性、進歩性 ・・・ 有用で、技術的で、実体的な技術的要素が、本質論として明確に記載されているか否かが、特許の可能性を広げて行きます。

これからは、**発明をする人**や**出願をする人**、および**特許を審査する人**が、**質の高い審査基準を求めて議論して行くことが**、**技術の進歩～産業の発展に寄与していくものと思われる**。

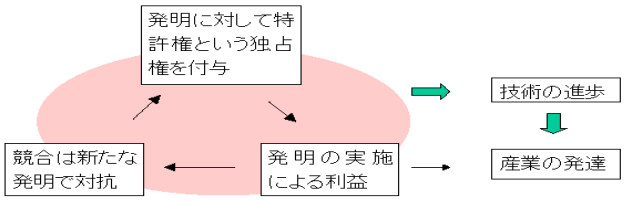

特許制度の意義として、現在では、産業政策説に属する公開代償説が最も広く受け入れられています。

- **産業政策説**・・・発明に対する権利は、国の産業政策として発明の権利保護を図るために与えられるとする説。
- **公開代償説**・・・仮に、発明者に独占権を認めないとすると、発明が他人に模倣されてしまうために、発明者は発明を秘密にし、その結果、発明が社会的に活用されないことになる。このため、新規で有用な発明を世の中に提供した代償として、一定期間、その発明を排他的に独占する権利を付与するとする説で、現在最も広く支持されている説である。

特許とは、「発明」を保護する制度です。特許制度は、発明をした者に対して、国が特許権という独占権を与えることで発明を保護・奨励し、かつ、出願された発明の技術内容を公開して利用を図ることで、産業の発達に寄与することを目的としています。

特許の考え方や範囲、および審査基準が各国により若干異なり、年々、技術的に高度となっています
・・・ 特許申請できるように、わが社も切磋琢磨して、技術や教育のレベルを高めていきましょう。